

事務連絡
令和元年6月28日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療施設近代化施設整備事業実施要綱に係る取扱いについて

医療施設近代化施設整備事業のうち、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設整備事業については、地域医療介護総合確保基金でも実施することが可能であるため、別添「医療施設近代化施設整備事業実施要綱の一部改正について」（平成31年3月28日付け医政発0328第11号厚生労働省医政局長通知）により、一般病棟及び療養病棟の整備に関する事業を廃止したところですが、病棟の建て替えなど複数年にわたる事業もあることから、今後の取扱いについて下記のとおりとしますので、関係者への周知をお願いいたします。

記

医療施設近代化施設整備事業実施要綱の「2 交付対象」において、「医療施設近代化施設整備事業により整備する区域は補助金の返還義務が生じる期間内は、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備を実施することができない。」と定めているところですが、以下に該当する場合は、地域医療介護総合確保基金を活用して実施することを可能とする。

- ・ 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設整備であり、平成30年度以前に医療施設近代化施設整備事業を活用した整備区域であって、平成30年度の事業計画において、工期が令和元年度以降を含めたものとなっていること。